平成２７年度台風期前宅地災害防止活動実施要領

平成２７年度「宅地災害防止計画」に基づき、台風期に備え宅地造成等によって生じるがけ崩れや土砂の流出に伴う宅地の災害発生を未然に防止し、災害のない安全なまちづくりに寄与することを目的とし、防災活動及び広報活動を実施する。

１　期　　間

平成２７年8月1日（土）から平成２７年8月３１日（月）まで

２　活動計画

（１）宅地防災パトロールの実施

宅地防災月間（５月）に実施したパトロール地区のうち再度点検を行う必要のある地区、その他開発許可や宅造許可を受け工事中の物件でパトロールを実施する必要のある地区等について、宅地防災パトロールを実施し、必要に応じて現場での直接指導、文書による注意、継続指導又は法に基づく勧告、改善命令等の措置を講じる。

（２）広報活動

宅地の保全、防災対策を広く府民に呼びかけるため、『石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル』のＨＰへの掲載、関係団体、造成事業主に対する災害防止の注意喚起を引き続き行う。

３　実施体制

〔事務局〕　住宅まちづくり部　建築指導室建築企画課

〔参加機関〕

・知事部局	政策企画部	危機管理室	・防災活動機関との連絡、調整
	環境農林水産部	みどり推進室 農と緑の総合事務所	・自然環境の保全と回復の指導
	都市整備部	河川室　河川環境課 土木事務所	・砂防上の防災措置の指導 ・河川に対する防災措置の指導
	住宅まちづくり部	建築指導室審査指導課	・宅地造成工事の現状把握保全対策 防災措置の指導
・警察本部	警備部	警備課	・防災緊急対策の措置

〔協力機関〕

・市町村　　宅地造成指導担当課
防災担当課
消防本部